

パスポート取得方法

岐阜県の窓口で申請が出来る方は日本国籍を持ち、岐阜県内に住民登録をしている方に限る

《新規発給申請》

- ・初めて旅券の発給を受ける方が対象
- ・前回、発給を受けた旅券が期限切れである方

未成年の方は5年用の旅券のみの申請となる。申請書裏面の「法廷代理人署名」欄に、法廷代理人(親権者または後見人)の署名が必要です。

《申請に必要な書類》

1.一般旅券発給申請書… 1通

- ・用紙は10年用と5年用があります。未成年は5年用です。
- ・必要事項をご本人が記入してください。
- ・用紙は機械で読み取るため、折り曲げない。
- ・用紙は各旅券窓口にあります。

2.戸籍標本… 1通

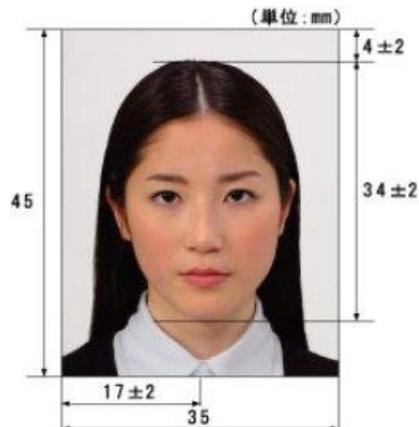
- ・発行日から6カ月以内のもの
- ・2枚以上のものは切り離さずにそのままお持込みください。
- ・20歳以上の方が有効中の旅券を新しい旅券に切り替える場合で、氏名と本籍地の都道府県名に変更がない提出を省略出来ます。
- ・未成年の方は、親権者の確認をする必要がありますので、できる限り戸籍標本をご提出ください。
- ・同一戸籍内の方が同時に申請される場合は戸籍標本1通で共有できます。

3.パスポート規格の写真… 1通

- ・この写真は直接旅券に転写されます。
- ・大きさ等の細かい規格があります。

◎ 旅券用提出写真の規格

- ・ふちなしで下図の規定寸法を満たしたもの
- ・申請日から6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・申請者本人のみが撮影されたもの
- ・正面を向いたもの
- ・無帽、無表情、無背景のもの
- ・カラーでも白黒でも可



× 不適當な写真例 (次の場合は受付できません)

- ・上記の規格を満たしていないもの
- ・不鮮明なもの、画質の粗いもの
- ・変色したり影のあるもの
- ・傷や汚れがあるもの
- ・明るさやコントラストが適切でないもの
- ・背景に柄があるもの、背景と人物の境目がわかりにくいもの
- ・カラーコンタクトを使用しているもの
- ・歯が見えている等、平常の顔貌と著しく異なるもの
- ・眼鏡のレンズに光が反射しているもの
- ・サングラス、マスク、ヘアバンド、イヤリング等、髪や顔が覆われているもの
- ・前髪や眼鏡のフレームが目にかかっているもの
- ・デジタル写真の場合ドット(網状の点)やジャギー(ギザギザ模様)、インクのにじみ等があるものなど
- ・デジタル写真で画質が適切でないもの

4.申請者の本人確認書類

- ・原本で有効中のもの、かつ記載事項の正しいものに限る。(コピーは不可)
- ・種類により、1点で良い物。(運転免許書、有効中旅券など)
- ・2点必要な物。(健康保険証+年金手帳、健康保険証+学生証)があります。

5.前回発給を受けた旅券

- ・有効期間内の申請(切り替え新規発給申請)の方は、有効中旅券を必ず提出して頂きます。
- ・期限切れの場合も提出してください。